

令和 7 年度介護予防月間メインイベントにおける講演会企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

介護予防月間メインイベントにおける講演会企画運営業務委託

2 業務場所

仙台市が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日（水）

4 業務の目的

本市では、毎年11月を介護予防月間と定め、介護予防の効果や必要性を、市民に広く理解していただくとともに、介護予防活動や健康づくり活動への取り組みが促進されるよう普及啓発を行っている。

その啓発効果を強化するため、メディアの持つ話題性・注目度を活用し宣伝広告効果を最大化させることを目的とする。

5 業務の内容

介護・フレイル予防、社会参加促進に関する普及啓発を目的に、現実的なスケジュールかつ十分な人員体制を確保し、次のことを実施する。

(1) フレイル予防の理解促進のための講演会等の実施

令和 7 年 11 月 30 日(日)に実施する仙台市介護予防月間メインイベント（会場：仙台銀行ホールイズミティ 21（仙台市泉文化創造センター））において、フレイル予備群、該当者にあたる高年期（65歳以上）の方やその子ども世代などに対し、フレイル予防に関する正しい理解を促すとともに、フレイル・プレフレイルの具体的なイメージ及び興味・関心を持たせるための講演会等を実施すること。なお、その周知については(2)での情報発信にて積極的にかつ効果的におこなうこと。

(2) 講演会を中心とした介護予防月間等の認知向上のための情報発信

マスメディア、ソーシャルメディア等を活用し、主に以下の①・②を対象に講演会の実施と、介護・フレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する肯定的なイメージを持たせるための情報発信を行うこと。

①フレイル予備群、該当者にあたる高年期（65歳以上）の方

②①を親とする子ども世代

③フレイル予防等に興味・関心がある市民

なお、活用媒体、情報発信の期間及び回数等は、上記①・②の各対象において、訴求効果が高くなるように提案すること。また、対象に対し、最も効果的に周知可能なテレビ番組等を活用することとし、その活用理由についても明確にすること。

(3) 参加者へのアンケートの実施に関すること

6 業務の仕様

(1) フレイル予防の理解促進のための講演会等の実施

- ① 日時：令和7年11月30日（日） 13時～15時程度
- ② 会場：仙台銀行ホール イズミティ 21（仙台市泉文化創造センター） 大ホール
- ③ 講演会は2部構成とし、併せて2時間程度とする。
 - ・第1部：フレイル予防に関する有識者による講演
 - ・第2部：簡単で実践的な運動やストレッチ、体操等をステージ上で実施

※第2部実施に当たっては、タレントを起用して注目度を高める工夫を行うこととし、その選定にあたっては、高齢者やその家族に親しみを持たれているタレントを起用すること。
- ④ 講演参加は事前申込制とし、その募集に関する業務も実施すること。なお、参加受付方法は高齢者にもわかりやすいものとする。
- ⑤ 講演会実施後はアンケートを実施し、効果測定を行うこと。アンケート項目は委託者と別途協議の上決定すること。

(2) 講演会等の認知向上のための情報発信

情報発信にあたっては、以下の方法により発信することとする

- ① テレビ番組(最も多い視聴者層が5(2)①であるもの)での告知
- ② イベント告知 PR 動画の作成及びスポット CM10 本程度の放送
- ③ SNS・ホームページでの宣伝・情報発信

7 業務報告

事業終了後、アンケート結果等を踏まえ講演会の効果等について報告すること。

8 情報セキュリティに関すること

本業務委託の実施にあたっては、次に挙げるガイドライン等を遵守するものとする。

- ・ 情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン
- ・ 仙台市行政情報セキュリティポリシー
- ・ 行政情報の取扱いに関する特記仕様書
- ・ 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

9 その他留意事項

(1) 実施計画書

受託者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を提出し、市と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。また、実施計画書には、業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。

(2) 届出及び報告

受託者は、以下の事由が発生したときは、市に対して速やかに届出または報告を行い、市の指示に従うこと。

- ① 業務履行体制を変更したとき
- ② 業務履行に際して事故が発生したとき
- ③ 市から届出または報告を求められたとき

(3) 打合せの実施

受託者は、本市に対し、業務の進捗状況及び課題について随時報告を行うとともに、業務の履行にあたっての調整または確認を行うため、委託者と毎月 1 回以上打合せを行うこと。また、介護予防月間実施業務の受託者とも適宜調整を行うこと。

(4) 環境への配慮

受託者は、業務の履行にあたり「新・仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(5) 成果物に関する権利の帰属

- ① 受注者は、成果物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡すること。
- ② 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ③ 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- ④ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定すること。
- ⑤ (5) 内の規定は、再委託した場合においても適用する。受託者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) 講演会の自走化に向けた検討

受託者は、令和 8 年度以降も受託者が独自に本講演会・イベントを実施できるよう検討を行うこと。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、随時市と協議のうえ処理すること。